

新旧対照表

《マイナポイント事業に関する特約》

※追加箇所は赤字下線、削除箇所は青字訂正線

現行	改定後	備考
<p>第2条（定義）</p> <p>(6)「事務局」とは、国（総務省）の監督のもとと本事業を運営する一般社団法人環境共創イニシアチブ事務局をいいます。</p>	<p>第2条（定義）</p> <p>(6)「事務局」とは、国（総務省）<u>が指定する本事業を運営する法人（原則として、2022年3月31日までは一般社団法人環境共創イニシアチブ事務局、2022年4月1日以降は一般社団法人キャッシュレス推進協議会）</u>をいいます。</p>	<p>【変更】</p> <p>2022年4月1日から事務局が変更となるため</p>
<p>第3条（ポイント付与の要件および方法）</p> <p>3. 付与対象期間は、利用者が本サービスの申込みを行った日と2020年9月1日のいずれか遅い日から、国等が定める期日までの期間をいいます。</p>	<p>第3条（ポイント付与の要件および方法）</p> <p>3. <u>第1項の</u>付与対象期間は、利用者が本サービスの申込みを行った日<u>から</u>、国等が定める期日までの期間をいいます。</p>	<p>【変更】</p> <p>ポイント付与の対象期間の変更</p>
<p>第10条(不当な取引等における事務局等への届出・通知等)</p> <p>利用者は、不当な取引等を行い、またはそのおそれがあると対象決済事業者が判断した場合、対象決済事業者が国または事務局に、以下の各号に掲げる事項を届け出ること、ならびに届け出された情報が個人を特定しない形で国、事務局、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店およびそれらの委託先に対して、マイナポイントの付与等本事業の遂行および不当な取引等の防止のために提供されることを承諾します。</p>	<p>第10条(不当な取引等における事務局等への届出・通知等)</p> <p>利用者は、不当な取引等を行い、またはそのおそれがあると対象決済事業者が判断した場合、対象決済事業者が国または事務局に、以下の各号に掲げる事項を届け出ること、ならびに届け出された情報が国、事務局、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店およびそれらの委託先に対して、マイナポイントの付与等本事業の遂行および不当な取引等の防止のために提供されることを承諾します。</p>	<p>【変更】</p> <p>個人を特定した形で、提供するケースも存在するため</p>
<p>第14条（情報提供）</p> <p>2. 利用者は、対象決済事業者が、国、事務局、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店およびそれらの委託先に対し、本事業の実施、第10条に定める不当な取引等を行った者の特定および不当な取引等の防止、補助金交付に係る手続きのために、前条各号に定める事項について提供することを承諾します。</p>	<p>第14条（情報提供）</p> <p>2. 利用者は、対象決済事業者が、国、事務局、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店およびそれらの委託先に対し、本事業の実施、第10条に定める不当な取引等を行った者の特定および不当な取引等の防止、補助金交付に係る手続きのために、<u>前項2号</u>に定める事項について提供することを承諾します。<u>また、利用者は、対象決済事業者が本事業の実施、第10条に定める不当な取引等を行った者の特定および不当な取引等の防止、補助金交付に係る手続きのために必要な範囲内で、国、事務局、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店およびそれらの委託先から利用者の個人関連情報（取引を特定するためのID等、マイナポイントの付与履歴等）を取得し、個人データとして利用することに同意するものとします。</u></p>	<p>【変更】</p> <p>実態に合わせた修正</p>

【別紙】																							
<p>4. 本特約第3条第6項に定めるマイナポイントの付与時期は、原則、対象行為から3日頃迄とします。なお、3円以下の前払の場合は、以下に定める期日までに、累計した25%の割合のマイナポイントとして、nanacoポイントを付与します。但し、累計後の端数分は切り捨てとなります。</p>	<p>4. 本特約第3条第6項に定めるマイナポイントの付与時期は、原則、対象行為から3日頃迄とします。なお、3円以下の前払の場合は、以下に定める期日までに、累計した25%の割合のマイナポイントとして、nanacoポイントを付与します。但し、累計後の端数分は切り捨てとなります。</p>	<p>【変更】 ポイント付与時期の修正</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>前払を行った期間</th> <th>付与時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2020年7月1日から2021年3月末日まで</td> <td>2021年4月末日まで</td> </tr> <tr> <td>2021年4月1日から2021年9月末日まで</td> <td>2021年11月末日まで</td> </tr> <tr> <td>2021年10月1日から2021年12月末日まで</td> <td>2022年2月末日まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2022年1月1日から2022年3月末日まで</td> <td>2022年3月末日まで</td> </tr> <tr> <td>（但し、国等の指針における付与時期が延長された場合は、当該延長後の時期（期日）までとします。）</td> </tr> </tbody> </table>	前払を行った期間	付与時期	2020年7月1日から2021年3月末日まで	2021年4月末日まで	2021年4月1日から2021年9月末日まで	2021年11月末日まで	2021年10月1日から2021年12月末日まで	2022年2月末日まで	2022年1月1日から2022年3月末日まで	2022年3月末日まで	（但し、国等の指針における付与時期が延長された場合は、当該延長後の時期（期日）までとします。）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>前払を行った期間</th> <th>付与時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2020年7月1日から2021年3月末日まで</td> <td>2021年4月末日まで</td> </tr> <tr> <td>2021年4月1日から2021年9月末日まで</td> <td>2021年11月末日まで</td> </tr> <tr> <td>2021年10月1日から2021年12月末日まで</td> <td>2022年2月末日まで</td> </tr> <tr> <td>2022年1月1日から2022年3月末日まで</td> <td>2023年3月21日まで</td> </tr> </tbody> </table>	前払を行った期間	付与時期	2020年7月1日から2021年3月末日まで	2021年4月末日まで	2021年4月1日から2021年9月末日まで	2021年11月末日まで	2021年10月1日から2021年12月末日まで	2022年2月末日まで	2022年1月1日から2022年3月末日まで	2023年3月21日まで	
前払を行った期間	付与時期																						
2020年7月1日から2021年3月末日まで	2021年4月末日まで																						
2021年4月1日から2021年9月末日まで	2021年11月末日まで																						
2021年10月1日から2021年12月末日まで	2022年2月末日まで																						
2022年1月1日から2022年3月末日まで	2022年3月末日まで																						
	（但し、国等の指針における付与時期が延長された場合は、当該延長後の時期（期日）までとします。）																						
前払を行った期間	付与時期																						
2020年7月1日から2021年3月末日まで	2021年4月末日まで																						
2021年4月1日から2021年9月末日まで	2021年11月末日まで																						
2021年10月1日から2021年12月末日まで	2022年2月末日まで																						
2022年1月1日から2022年3月末日まで	2023年3月21日まで																						